

○竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 1 日竹富町告示第 6-1 号

竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、省エネ家電製品へ買換えをする町民に対し、竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、省エネ家電製品への買換えを促進し、電気料金の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、省エネ家電製品とは、日本産業規格 C 9901 に基づく省エネルギー基準達成率が 80%以上である冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ、LED 照明器具をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかにも該当する個人とする。

- (1) 竹富町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 納期の到来している町税を完納している者
- (3) 自らが居住する町内の住宅の既存の冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ、照明器具（LED 照明器具を除く）を新品（未使用）の省エネ家電に交換するために購入し、設置する者
- (4) 交換前の家電を販売店又は引き取り店にて適正に処理している者

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条第 3 号に規定する省エネ家電製品の購入（消費税及び地方消費税の額を含む。）に要した費用の合計金額に応じて、次の各号の規定する額の範囲内で補助を行う。ただし、省エネ家電製品の設置に要する費用は対象外とする。

- (1) 5 万円以上 10 万円未満 2 万円を補助額とする。
- (2) 10 万円以上 15 万円未満 3 万円を補助額とする。
- (3) 15 万円以上 5 万円を補助額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、竹富町省エネ家電買換え促進補

助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- （１）省エネ家電製品を購入した際の領収書の写し（機種・型式が特定できる記載があるものに限る）
 - （２）省エネ家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率 80%以上の製品であることが確認できるカタログ又は仕様書の写し
 - （３）メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
 - （４）冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビにあっては、特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
 - （５）申請者の振込指定口座通帳の写し
 - （６）義務履行確認書
 - （７）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）により、不交付を決定したときは竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 7 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第 8 条 町長は、第 6 条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （２）この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第 9 条 町長は、前条第 1 号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金返還通知書（様式第 5 号）により返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

(状況調査)

第10条 町長は、省エネ家電製品の購入を行った交付決定者に対して、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第11条 交付決定者は、交付申請年度の翌年度から起算して、LED照明器具にあつては1年以内、テレビにあつては5年以内、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンにあつては6年以内に補助金を受けて購入した省エネ家電製品を補助金の交付目的に反した使用、販売、譲渡、交換及び貸し付けを行ってはならない。

(協力の要請)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、町が実施する省エネルギー及び節電に関する調査への協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年7月15日竹富町告示第91号)

この告示は公布の日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。